



バイトなので時給は600円と言われた。



パート・アルバイトを含む全ての労働者の賃金  
(給料)は<sup>さいていちんぎん</sup>最低賃金を下回ってはいけません。

最低賃金は都道府県ごとに異なり、毎年10月頃に改正されます。

月給制の場合

毎月の給与

基本給  
+  
諸手当

この部分の1時間当たりの賃金額が最低賃金以上であれば OK

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当}}{1\text{日の所定労働時間} \times \text{年間の所定労働日数} \div 12} \geq \text{地域別最低賃金}$$

最低賃金の計算から除外するもの

- 臨時に支払われる賃金  
(結婚手当など)
- 時間外勤務手当
- 精皆勤手当
- 1か月を超える期間ごとに  
支払われる賃金(賞与など)
- 休日出勤手当
- 通勤手当
- 深夜勤務手当
- 家族手当

鳥取県の現在の最低賃金は  
1時間あたり

円

**POINT** 月給制や日給制で働く人も、確認してみよう